

# ～ 市民の皆様へ ご案内 ～

平成28年4月より

## 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

を始めます！



◎ 住み慣れた地域で 安心して暮らせるよう

『要支援の認定を受けている方や要支援相当の方を対象に、  
新しい訪問型サービス・通所型サービスを行います』

◎ 住み慣れた地域で いきいきと暮らせるよう

『65歳以上のすべての方を対象に、  
新しい介護予防事業を行います』

気仙沼市

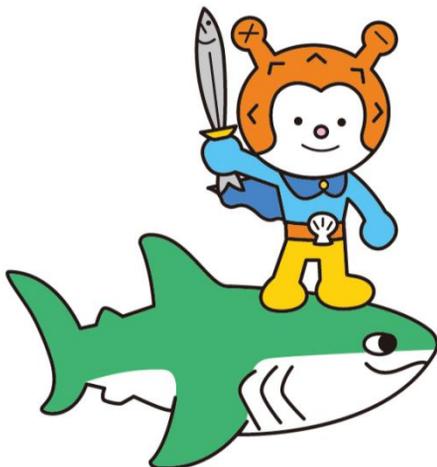
地域包括支援センター・高齢介護課

☎22-6600



## も く じ

総しい総合事業の実施によりこれまでと変わる点 .....	P 1
利用の流れ .....	P 2
基本チェックリスト .....	P 3
市が指定する訪問型サービス・通所型サービスの概要	
1 介護予防訪問型サービス .....	P 4
2 介護予防通所型サービス .....	P 5
新しい総合事業の内容 .....	P 6



## 新しい総合事業の実施により これまでと変わる点



### 1 サービスの内容や料金が多様化されます

- ①介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様のサービスを『相当サービス』として実施します。利用料金はこれまでと同じです。
- ②介護予防訪問介護、介護予防通所介護の基準を一部緩和した『訪問型サービスA』『通所型サービスA』『通所型サービスC』を実施します。利用料金は上記①より安くなります。

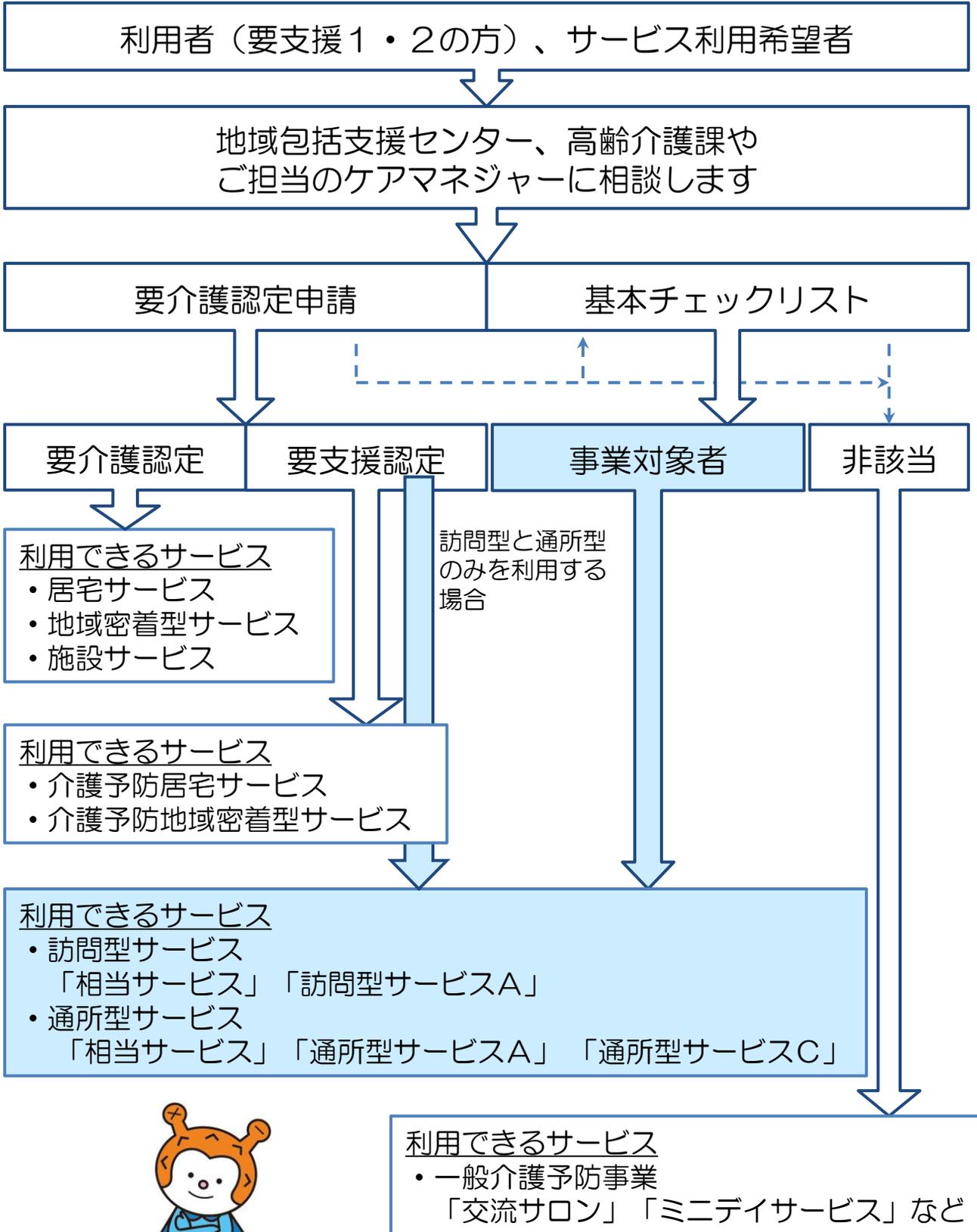
### 2 要支援相当の判定方法が追加されます

- ①介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用する方は、基本チェックリストを使用した、要支援相当（「事業対象者」といいます）の判定が行われます。
- ②基本チェックリストの判定内容により、地域包括支援センターやケアマネジャーがケアプラン（いきいきプラン）を作成し、必要なサービスを受けることができます。

### 3 サービスを切れ目なく利用できます

- ①要支援の認定から非該当と変更された場合でも、基本チェックリストの実施により「事業対象者」と判定を受けると、上記1の多様化されたサービスや一般介護予防事業により、切れ目のないサービスを利用できます。

# 利用の流れ



# 基本チェックリスト

No	質問項目	回答 (いずれかに○を 付けてください)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI= ) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渴きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるといわれますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI=体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m) が18.5未満の場合該当

## 〔事業対象者に該当する基準の目安〕

該当内容	該当状態
①No.1～20で10項目以上に該当(10点以上)	複数の項目に支障
②No.6～10で3項目以上に該当(3点以上)	運動機能の低下
③No.11と12両方に該当)	低栄養状態
④No.13～15で2項目以上に該当(2点以上)	口腔機能の低下
⑤No.16～17でNo.16に該当	閉じこもり
⑥No.18～20で1項目以上に該当(1点以上)	認知機能の低下
⑦No.21～25で2項目以上に該当(2点以上)	うつ病の可能性



# 市が指定する訪問型サービス・通所型サービスの概要

## 1 介護予防訪問型サービス

サービス種類	県基準 「相当サービス」	基準緩和 「訪問型サービスA」
内容	<p><b>○生活援助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除、洗濯、食事の準備、生活必需品の買物 など</li> </ul> <p><b>○身体介護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、トイレの介助 など</li> </ul>	<p><b>○生活援助</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掃除、洗濯、食事の準備、生活必需品の買物 など</li> </ul> <p><b>※身体介護は行いません</b></p>
提供時間	1回あたり概ね45分	1回あたり概ね45分

※対象とならないサービス： 本人以外のために行うこと  
日常生活上の家事の範囲を超えること など

利用料 (1割負担の場合)	県基準 「相当サービス」	基準緩和 「訪問型サービスA」
週1回程度	1,168 円/月	934 円/月
週2回程度	2,335 円/月	1,868 円/月
週3回程度 (要支援2相当のみ)	3,704 円/月	2,963 円/月

※ 県基準「相当サービス」は、提供事業所の状況により、上記以外に加算費用のかかる場合があります。



## 2 介護予防通所型サービス

サービス種類	県基準 「相当サービス」	基準緩和 「通所型サービスA」	基準緩和 「通所型サービスC」
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体操 （生活機能向上）</li> <li>・レクリエーション</li> <li>・入浴、食事 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体操 （生活機能向上）</li> <li>・レクリエーション など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリ</li> <li>・体操 （生活機能向上） など</li> </ul>
提供時間	3時間～9時間未満 提供事業所により異なります	2～3時間程度	2～3時間程度

※ 県基準「相当サービス」は、提供事業所の状況により、上記以外に加算費用のかかる場合があります。

利用料 (1割負担の場合)	県基準 「相当サービス」	基準緩和 「通所型サービスA」	基準緩和 「通所型サービスC」
週1回程度	1,647 円/月	1,153 円/月	1,269 円/月
週2回程度	3,377 円/月	2,364 円/月	2,601 円/月

### ○支給限度額

要支援1と同額：50,030円/月

（うち1割（所得により2割）が自己負担の利用料）

※利用者の状況により、要支援2の限度額となることもあります。



# 介護予防・日常生活支援総合事業の内容 (新しい総合事業)

## 介護予防・生活支援サービス事業



○対象者：要支援の認定を受けた方。  
基本チェックリストにより、事業対象者と判定された方。

事業名	内容
介護予防 ケアマネジメント	新しい総合事業によるサービス等が適切に提供できるようマネジメントを行います。
介護予防 訪問型サービス	居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。
介護予防 通所型サービス	施設において、機能訓練やレクリエーション等により、日常生活上の支援を行います。

## 一般介護予防事業

○対象者：第1号被保険者(65歳以上)すべての方

事業名	内容
介護予防 把握事業	地域等から収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする方を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。
地域介護予防 活動支援事業	交流サロン等住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
地域リハビリ テーション 活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へ、リハビリテーション専門職等を派遣し助言等を行います。